

車椅子使用者用駐車施設等の 適正利用に関するガイドライン

令和5年3月

国土交通省総合政策局

目次

はじめに.....	1
第1章 車椅子利用者用駐車施設等の適正利用を取り巻く現状と課題.....	3
(1) 現状.....	3
(2) 課題.....	7
第2章 車椅子利用者用駐車施設等の適正利用の推進を図るための考え方	8
(1) 車椅子利用者用駐車施設の利用対象者の明確化.....	8
(2) 車椅子利用者用駐車施設等の駐車区画の運用に係る基本的な考え方	10
① 制度・区画の運用の普及啓発等.....	10
② 利用対象者の明確な区分とその考え方	11
(3) 様々な駐車区画の確保等の取組	12
(4) 不適正利用対策の取組	15
(参考) 今後の課題等	17

はじめに

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律では、高齢者、障害者等の移動や施設利用の利便性・安全性向上を促進するために、公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、心のバリアフリーの促進と併せ、ハード・ソフト両面から、高齢者や障害者等も含めた、全ての人が暮らしやすいユニバーサルな社会の実現を目指すこととしている。ここで、車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（車椅子使用者用駐車施設）については、同法において一定の場合に設置することが義務づけられており、また、令和2年の同法改正により、当該駐車施設など高齢者、障害者等が円滑に利用する上で周囲の配慮が必要な施設についての適正利用に係る努力義務が、国民や施設設置管理者等に求められているところ。

一方、当該駐車施設を必要としない者が駐車すること等により、真に必要とする者が駐車できない問題が発生しているとの指摘もあることから、このような問題解決のため、各地方公共団体において、公共施設や商業施設等の様々な施設に設置されている駐車施設の利用対象者に利用証を交付し、適正利用を促す取組（パーキング・パーミット制度）が導入されている。

当該制度では、高齢者、妊産婦、けが人等、「車椅子使用者」以外の移動に配慮が必要な者も広く対象とされ、「車椅子使用者用駐車施設」とは別に、「優先的に駐車できる区画」の整備・確保及びその適正利用の取組も進められている。

このような取組を進めていくことは、共生社会の実現にも資するものであり、共生社会における移動環境を確保するための基本的なインフラの一つとなっている車椅子使用者用駐車施設等の適正利用について、ハード・ソフトの両面から今後の施策のあり方について検討するため、令和3年度に、「車椅子使用者用駐車施設等のあり方に関する検討会」を開催し、中間整理をとりまとめたところ。

当該中間整理を踏まえ、令和4年度において、車椅子使用者用駐車施設等の適正利用に関しソフト面での対応を検討すべく、車椅子使用者以外の者も含めた様々な障害者団体、事業者団体、駐車場関係団体、地方公共団体等との意見交換を経て、「車椅子使用者用駐車施設等の適正利用に関するガイドライン作成に係る検討会」を開催し、地方公共団体、施設設置管理者等及び国民における理解の増進と協力の確保等を図るために望ましい考え方をガイドラインとしてとりまとめた。

【用語の定義】

本ガイドラインにおいて、特段の断りがない限り、以下の用語を使用する。

バリアフリー法 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

高齢者障害者等用施設等 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる施設又は設備であって、主としてこれらの者の利用のために設けられたものであることその他の理由により、これらの者の円滑な利用が確保されるために適正な配慮が必要となるものとして主務省令で定めるもの（バリアフリー法第2条第4号）。バリアフリースイートイレ、旅客施設・車両等の優先席、車両等の車椅子スペース、車椅子使用者が円滑に利用できる駐車施設（いわゆる、国際シンボルマーク（車椅子マーク）で示された駐車区画）等を指す。

車椅子使用者用駐車施設 バリアフリー法に基づき一定の場合に設置が義務付けられる幅 3.5m以上が確保された、「建築物に附属する駐車場（車椅子使用者用駐車施設）」、「路外駐車場（路外駐車場車いす使用者用駐車施設）」、「都市公園（車いす使用者用駐車施設）」及び「道路に付随する駐車場（障害者用駐車施設）」の他、「高齢者障害者等用施設等として同法施行規則第1条第二号イに規定する『車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設』」を総称し、本ガイドラインでは「車椅子使用者用駐車施設」とする。

優先駐車区画 車椅子使用者用駐車施設とは別に、施設設置管理者等の取組として施設等の出入口近く等において提供され、必ずしも広い幅員を必要としないものの移動に配慮が必要な者向けの駐車区画。

車椅子使用者用駐車施設等

車椅子使用者用駐車施設と優先駐車区画の双方をいう。

パーキング・パーミット制度

施設設置管理者等の協力のもと、車椅子使用者用駐車施設又は優先駐車区画について、条件に該当する希望者が使用できる利用証を交付する地方公共団体における取組（「パーミット」とあるが、いわゆる「許可」制度ではない）。

ダブルスペース方式

車椅子使用者用駐車施設だけでなく、優先駐車区画も併せて提供し、移動に配慮が必要な者に対する駐車区画を複数種類で運用する取組方式。

第1章 車椅子使用者用駐車施設等の適正利用を取り巻く現状と課題

(1) 現状

バリアフリー法においては、新設等を行う一定の施設等について、移動等円滑化基準への適合義務が課せられ、車椅子使用者用駐車施設を設置することが求められている。また、令和2年のバリアフリー法改正により、車椅子使用者用駐車施設を含む高齢者障害者等用施設等について、国民に対しては適正利用の努力義務が、公共交通事業者等の施設設置管理者に対しては適正利用等に必要な広報・啓発活動等の努力義務が、それぞれ課せられている。

加えて、バリアフリー法に基づく基本方針においても、施設設置管理者等の役割として、高齢者障害者等用施設等の適正利用に関する基本的な考え方を職員等に対し周知・教育訓練を行うとともに、一般の利用者への「心のバリアフリー」を推進するための広報・普及啓発活動等により、車椅子使用者用駐車施設の利用について配慮を促すことが求められている。また、国民の役割として、車椅子使用者その他障害者等を除き、当該施設の利用を控え、適正な配慮をすることが求められている。

このような背景を踏まえ、国としてはこれまで、車椅子使用者用駐車施設を含む高齢者障害者等用施設等の適正利用に関する普及啓発に取り組んできたところ。

<p>○ バリアフリー法においては、一定規模以上の特別特定建築物等において、車椅子使用者用駐車施設の設置が義務付けられており、設置に関する基準はバリアフリー法に基づく政省令に定められているほか、車椅子使用者用駐車施設等の整備に関する指針が各施設ごとのガイドライン等において示されている。</p>		<p>○ 国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務等として、「車面の優先席、車椅子用駐車施設、バリアフリー等々の適正な利用の推進」を規定。 ○ 公共交通事業者等に作成が義務付けられたハードソフト取組計画の記載事項に「車面の優先席、車椅子使用者用駐車施設、バリアフリー等々の適正な利用」等を規定。</p>	
	<p>バリアフリー法</p>	<p>関連ガイドライン等</p>	<p>対象施設（バリアフリー法施行規則において規定）</p>
建築物	<ul style="list-style-type: none"> 建築物移動等円滑化基準（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令） 建築物移動等円滑化誘導基準（高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令） 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者、障害者等の円滑な移動に配慮した建築設計基準 [令和3年3月改正] 	<p>(バリアフリートイレ) (旅客施設のエレベーター) (旅客施設・車両等の優先席) (車椅子使用者用駐車施設) (車両等の車椅子スペース)</p>
路外駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 路外駐車場移動等円滑化基準（移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令） 	-	
都市公園	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園移動等円滑化基準（移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令） 	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン [令和4年3月改訂] 	
道路	<ul style="list-style-type: none"> 道路移動等円滑化基準（移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令） 	<ul style="list-style-type: none"> 道路の移動等円滑化に関するガイドライン [令和4年3月改訂] 	<p>施設設置管理者が講ずべき具体的措置（努力義務の対象となる広報啓発活動） 真に必要な方が円滑に利用できるよう、一般利用者に対して、ポスターの掲示、車内放送等での呼びかけ 等</p>

図1 高齢者障害者等用施設等の適正利用に係る普及啓発等

一方、車椅子使用者用駐車施設等について、本来であれば必要がない者が駐車すること等により、真に必要な者が利用できない等の課題が指摘されている。

具体的には、国土交通行政インターネットモニターのアンケートによれば、車椅子使用者用駐車施設に駐車したことのある者のうち一定割合の者が、「急いでいたから」、「一般利用者用が空いていなかったから」及び「出入口に近くて便利だから」という理由から、本来であれば必要がない者であるにも関わらず、車椅子使用者用駐車施設を使用している可能性が示されている。公益社団法人全国脊髄損傷者連合会の調査によれば、車椅子使用者が車椅子使用者用駐車施設に駐車しようとした際に既に利用されていたため駐車できずに困ったことがある方の割合が38%であることが示されている。また、「おもいやり駐車場」という、本ガイドラインでいう「車椅子使用者用駐

車施設」及び「優先駐車区画」の双方を対象とした一般社団法人日本自動車連盟（JAF）の調査によれば、約 67.5%が不適正利用と考えられる状況を、また、約 36.7%が利用集中（制度利用対象者による利用の集中により駐車できない状況）をそれぞれ経験しており、「空いていたから」等という理由で、一定数の者が不適正に駐車しているという可能性も把握されている。

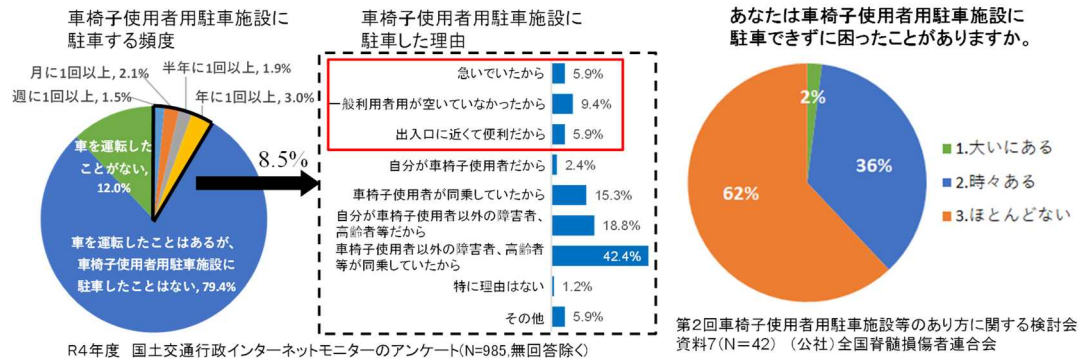


図2 車椅子使用者用駐車施設の適正利用に関する調査結果

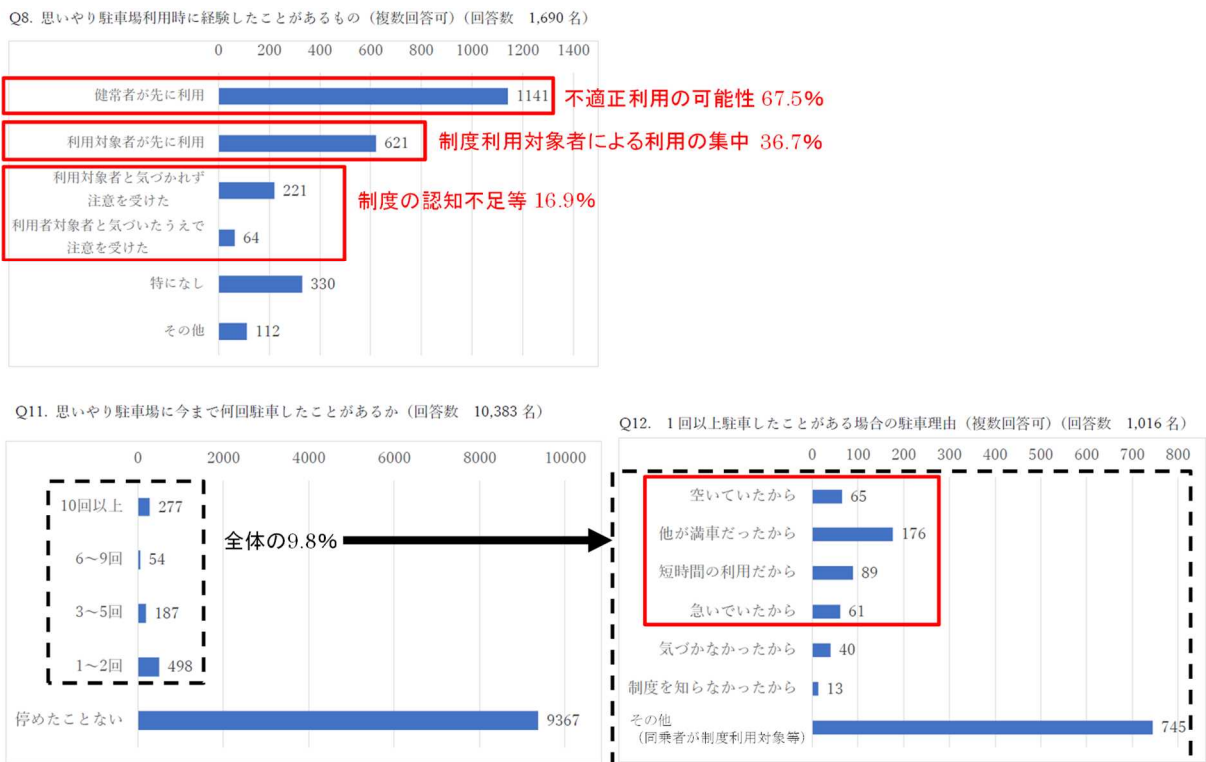


図3 「思いやり駐車場」に関するアンケート結果（JAF）¹

このように、車椅子使用者用駐車施設はもとより、優先駐車区画についても、利用対象者ではない者による不適正な駐車の可能性が指摘されている。

¹令和4年4月28日 JAF公表資料。Q12について、JAF公表資料では745名が「その他」と回答した旨示されているところ、うち大部分の715名は「利用対象者が同乗、妊娠中又は産後、一時的な怪我等」が挙げられていたことから、「同乗者が制度利用対象等」と国土交通省において明示。なお、「その他」と回答した者と「その他」以外を回答した者との重複は少ないと聞いている。
<https://jaf.or.jp/common/news/2022/20220428-001>

一方で、例えば、福島県内のおもいやり駐車場（パーキング・パーミット制度の対象となっている駐車場）の利用実態調査によると、駐車台数及び駐車時間の内訳については、利用証がなく利用証の交付対象でない者による不適正な駐車が一定程度観察されているものの、利用証があり又は利用証はないが交付可能な者による適正な駐車が多くを占めており、また、制度導入後、止めやすくなり不適正利用が一定程度減少したとのアンケート回答²も得られている。

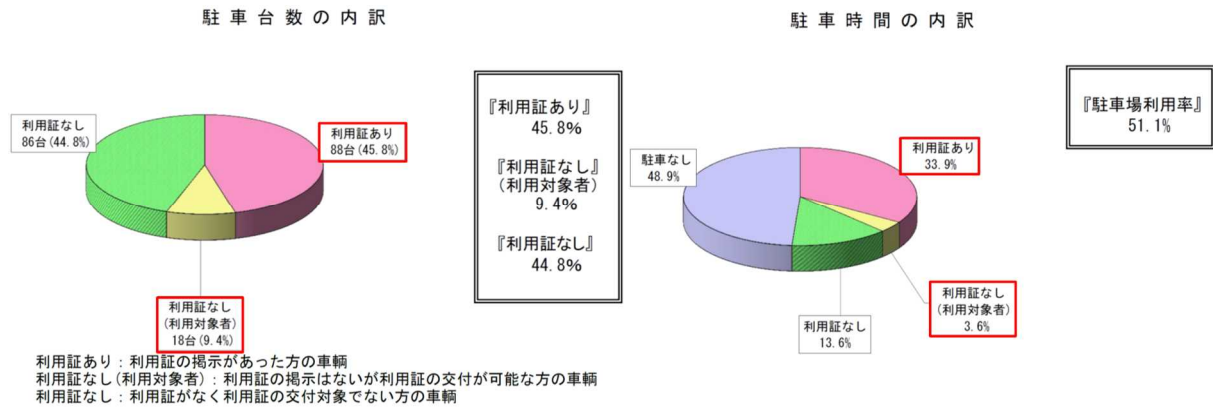


図4 福島県の県内おもいやり駐車場利用実態調査³

このような、車椅子利用者用駐車施設及び優先駐車区画の適正利用を図るため、利用対象者の範囲を設定し、条件に該当する希望者に地域の協力施設で共通に利用できる利用証を交付するパーキング・パーミット制度が、現時点において、41府県2市で導入されている。

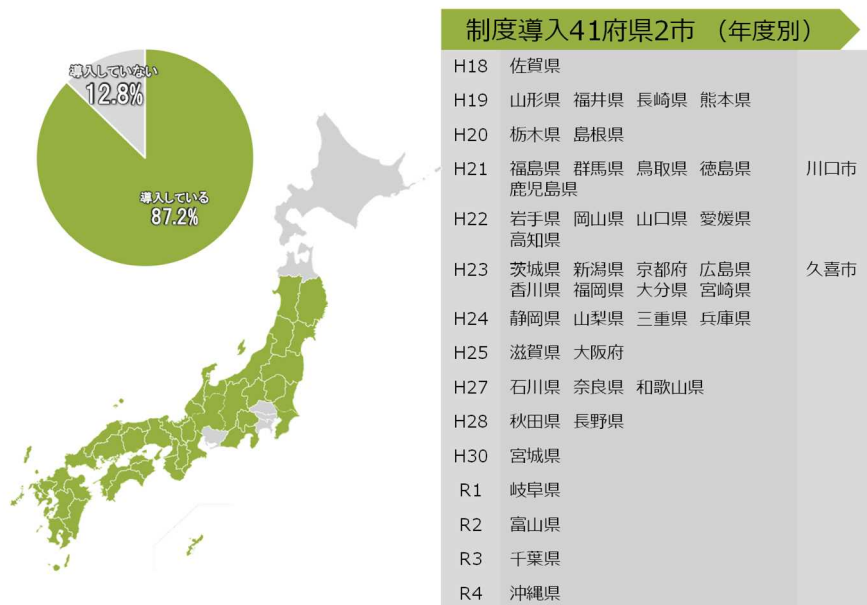


図5 パーキング・パーミット制度を導入している地方公共団体

²平成24年度おもいやり駐車場利用制度に関する利用者アンケート調査の結果について（福島県）、
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/44657.pdf>

³平成24年度おもいやり駐車場利用実態調査の結果について（福島県）、
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/44665.pdf>

パーキング・パーミット制度の利用証交付対象者の範囲は、車椅子使用者の他、車椅子使用者以外の身体障害者、知的障害者、精神障害者、高齢者（要介護、要支援）、難病患者、妊産婦、一時的なけが人等多岐にわたる。そして、その範囲については地方公共団体により異なり、平成30年時点と比較して、妊産婦を対象とする地方公共団体は増加傾向にある等、多様な利用者に対して配慮した制度として運用されている。また、制度導入府県市の拡大や制度の認知度の向上、制度導入府県市の相互利用拡大等を背景に、身体障害者等を中心に利用証発行実績は着実に増加している。

- ▶ パーキング・パーミット制度を導入する府県の増加とともに、妊産婦を中心に対象範囲が拡大している傾向

身体障害者区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害	40(37)	40(37)	40(37)	40(37)	-	-
聴覚障害	-	-	25(22)	25(22)	-	0(1)
聴覚機能障害	-	-	-	40(37)	-	38(34)
音声言語機能障害	-	-	-	-	-	-
肢体不自由	40(37)	40(37)	4(5)	4(5)	-	-
上肢機能	40(37)	40(37)	40(37)	40(37)	38(35)	38(35)
下肢機能	40(37)	40(37)	40(37)	-	37(34)	-
脳性運動機能障害	40(36)	40(36)	3(2)	3(2)	-	-
移動機能	40(36)	40(36)	38(34)	38(33)	38(33)	-
心臓、腎臓、呼吸器、聴覚又は聴覚、小腸、肝臓の障害	40(37)	-	40(37)	38(35)	-	-
心臓機能障害	40(37)	-	40(37)	38(35)	-	-
腎臓又は聴覚機能障害	40(37)	-	40(37)	38(35)	-	-
小腸機能障害	40(37)	-	40(37)	38(35)	-	-
肝臓機能障害	40(37)	-	40(37)	38(35)	-	-
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	40(37)	40(37)	40(37)	38(35)	-	-

高齢者	要介護5	要介護4	要介護3	要介護2	要介護1	要支援2	要支援1
40(37)	40(37)	40(37)	40(37)	37(34)	4(5)	-	4

知的障害者	A.1	A.2	B.1	B.2	C
40(37)	40(37)	1	1	-	-

精神障害	1級	2級	3級
36(33)	4(1)	-	-

難病患者	特定医療費受給者	特定医療費（指定難病）	小児慢性特定疾患医療受	その他
30(33)	33(31)	-	28	3(7)

妊産婦	母子手帳	妊娠	～産後7カ月～	～産後3カ月～	～産後6カ月～	～産後1年～	～産後1年半～	～産後1年以上
15(11)	39(26)	40(16)	27(3)	24(11)	7(5)	3(1)	-	-

けが人	車椅子・杖使用者等
38(34)	-

()内はH30時点の値
※通府府のみ対象

(出典)R3年度 国土交通省調査

図6 パーキング・パーミット制度の利用証交付の状況

一方、同制度の運用については、地域の実情や施設の利用状況等を踏まえ、車椅子使用者用駐車施設と優先駐車区画の複数種類を制度対象として運用している場合（ダブルスペース方式）の他、車椅子使用者用駐車施設1種類を制度対象区画として運用している場合もあるなど制度内容には一定の差異がある。



(長野県の実例:信州パーキング・パーミット(障がい者等用駐車場利用証)制度)

種類	車いす使用者用駐車区画	ゆずりあい駐車区画
設置する場所	幅が3.5メートル以上あり、障がい者のための国際シンボルマークの表示がされた区画	車いす使用者用駐車区画以外の、位置・構造が移動に配慮が必要な方の利用に適した区画
区画の横幅	3.5メートル以上	特に規定なし
利用対象者	車いすを常時使用される方	移動に配慮が必要な方

(大阪府の実例:大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度)

図7 地方公共団体の制度運用例

- ▶ 利用証の交付の状況

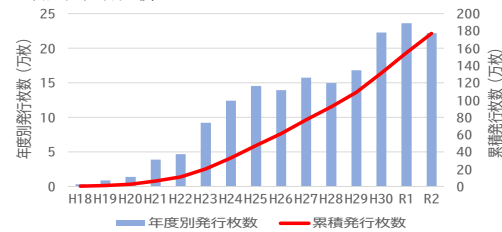
対象者数が多い区分	
○ 高齢者	66.5万人(対象者の約42%)
○ 身体障害者	65.6万人(対象者の約41%)

発行が多い傾向にある区分	
○ 身体障害者	利用証発行済みのうち約61% 対象者の約41%※1
○ 妊産婦	利用証発行済みのうち約23%

発行が少ない傾向にある区分	
○ 精神障害	利用証発行済みのうち約0.8%
○ けが等	利用証発行済みのうち約2.1%
○ 高齢者	対象者の約6%※1

※1 対象者、発行枚数とも把握している地方公共団体の値

- ▶ 利用証発行実績※2



※2 年次別発行枚数を把握している地方公共団体の値

(2) 課題

パーキング・パーミット制度については、制度の利用対象者が多種多様であるため、優先駐車区画を設置していない場合等には、車椅子使用者以外の多様な高齢者、障害者等が車椅子使用者用駐車施設を利用することによる、車椅子使用者用駐車施設への利用集中が課題として指摘される場合もある。また、制度内容等についての理解が必ずしも十分でない場合があること、利用対象者が幅広いため、利用証の交付対象者の増加に伴い、施設用途によっては利用対象者数に見合う制度対象駐車区画が不足し利用集中が生じる場合があること、依然として不適正利用も生じる場合があること等も制度運用上の課題となっている。

一方で、同制度を導入することで、公的な利用証の交付により車椅子使用者用駐車施設や優先駐車区画の利用対象者が明確化され、不適正利用の減少や、対象区画の利用環境改善等の一定の効果が認められるため、引き続き、地域の実情等に応じ、同制度の導入促進・普及啓発も含めた適正利用の推進が求められる。

●パーキング・パーミット制度に残る課題

- 制度内容等に関する認知度が低い
 - ・ 制度に対する正しい認知、理解が不十分
- 対象区画数の不足
 - ・ 利用対象者や利用証発行枚数に対し、対象区画が不足
- 対象者増加による利用集中
 - ・ 車椅子使用者以外が車椅子使用者用駐車施設(3.5m幅区画)を利用する場合があること等により、車椅子使用者が3.5m幅区画を利用できないこともある。
- 区画の不適正利用・適正な制度運営
 - ・ 本来必要でない人による不適正利用の他、対象者の利用証不携帯や期限切れ利用証の使用等が発生

等

●パーキング・パーミット制度の導入効果

- 利用者区分・基準の明確化
 - ・ 市販の車椅子マーク等と違い行政が一定の条件を確認しているため利用者の理解が得やすい
- 不適正利用の減少
 - ・ 対象区画・対象者の明確化により不適正駐車が減少
- 対象区画の利用環境改善
 - ・ 特に内部障害等外見的には判断がつかず、これまで優先区画等の利用を避けていた人等も使いやすくなった
 - ・ 制度導入前と比較し停めやすくなった

等

(出典)R3年度 国土交通省調査

図8 パーキング・パーミット制度の導入効果と課題

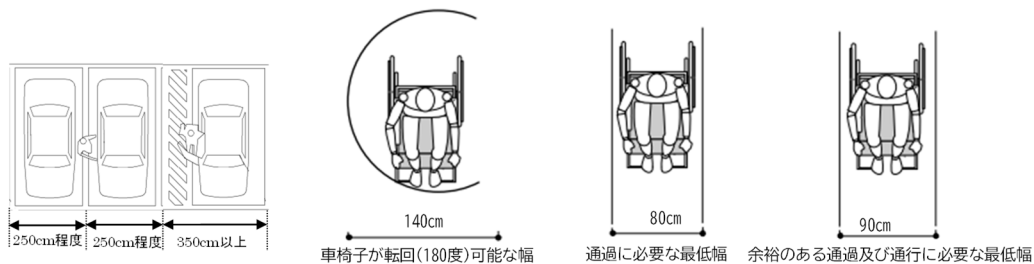
第2章 車椅子使用者用駐車施設等の適正利用の推進を図るための考え方

前章で掲げたパーキング・パーミット制度の課題と効果を踏まえつつ、利用環境改善に向け、引き続き、地域の実情等に応じた同制度の普及啓発等も含め、以下のような考え方にに基づき、地方公共団体、施設設置管理者等及び国民において、移動等円滑化に関する理解の増進と協力の確保等により、車椅子使用者用駐車施設等の適正利用の推進を図ることが望ましい。

(1) 車椅子使用者用駐車施設の利用対象者の明確化

バリアフリー法により国民に対し適正利用の努力義務が課せられている車椅子使用者用駐車施設を含む高齢者障害者等用施設等について、同法に基づく基本方針では、「車椅子使用者その他障害者等」を除き、当該施設の利用を控える等の適正な配慮を行うことが、国民の役割として定められている。

ただし、バリアフリー法令では「車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設」として「車椅子使用者用駐車施設」と規定し、車椅子使用者の「円滑な利用」環境が前提とされていること、3.5m以上の幅員が確保できていなければ車椅子使用者は乗降ができないこと等から、広い幅がないと乗降が不可能な車椅子使用者と広い幅があればより容易に乗降できる利用対象者とでは、その必要性に大きな差があること等に留意することが重要である。



対象施設	建築物に附属する駐車場	路外駐車場	都市公園	道路に付随する駐車場	
設置義務要件	特別特定建築物	特定路外駐車場	特定公園施設	特定道路	
名称	車椅子使用者用駐車施設 (車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設)	車いす使用者用駐車施設 (車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設)	車いす使用者用駐車施設 (車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設)	障害者用駐車施設 (障害者が円滑に利用できる駐車用の供する部分)	
設置基準	幅	幅は、350センチメートル以上とすること	幅は、350センチメートル以上とすること	有効幅を3.5m以上とすること	
	位置	当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること	車いす使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること	(ガイドラインには記載あり)	当該障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入り口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること
	表示	車椅子使用者用駐車施設の付近の見やすい位置に、当効幅があることを表示する標識を、内容が容易に識別できるように設けること	車いす使用者用駐車施設又はその付近に、路外駐車場車いす使用者用駐車施設の表示をすること	車いす使用者用駐車施設又はその付近に、車いす使用者用駐車施設の表示をすること	障害者用である旨を見やすい方法により表示すること
根拠条文	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第17条、第19条、誘導基準省令第12条	移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令第2条	移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令第7条	移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令第22条	

図9 各施設等における車椅子使用者用駐車施設に係る規定


このため、車椅子使用者用駐車施設の不適正利用が依然として一定程度指摘される場合もあり、また、車椅子使用者以外の多様な高齢者、障害者等が車椅子使用者用駐車施設を利用することで車椅子使用者用駐車施設への利用集中も指摘される場

合もあること等から、そのように車椅子使用者の円滑な利用環境が阻害されている場合には、地域の実情や施設の利用状況等も踏まえつつ、施設設置管理者等において、「車椅子使用者用駐車施設」の利用対象者を「車椅子使用者」と明確化することが望ましい。



図 10 車椅子使用者用駐車施設の利用対象者を明確化している事例

なお、バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準等において、車椅子使用者用駐車施設を示す表示として用いられる国際シンボルマーク（車椅子マーク）については、車椅子使用者だけを意味するものではなく、全ての障害者を意味することとされており、諸外国においては、国際シンボルマークが表示されている駐車区画の利用対象者について、一定の要件を満たす障害者等が広く利用対象とされている。



<公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会ウェブサイトより>
 国際シンボルマークは、障害をもつ人々が利用できる建築物や施設であることを示す世界共通のマークです。障害をもつ人々が住みやすいまちづくりを推進することを目的として、1969年に国際リハビリテーション協会（RI）により採択されました。当協会は日本におけるこのマークの使用管理を委ねられており、このマークの正しい理解と普及に努めています。わが国においては、本協会に管理責任があり、商標登録（第1562455）をしています。

<国際シンボルマークQ & Aより>
 Q3.国際シンボルマークの使用対象は車いす使用者だけに限られているのでしょうか。
 答えは、「すべての障害者を対象にしている」です。
 「車いす使用者だけ、あるいは肢体不自由者だけを対象としている」という誤解が多いことは確かです。
 （以下、略）

Q5.国際シンボルマークのデザインについて、どのような制約があるのでしょうか。
 （略）色については、RIでは、このシンボルマークとその背景は、他の色を使わなければならない特別な理由がない限り、対比を明確にするために濃いブルー・白もしくは黒・白にして使用する、と定めています。当然のことながら、マークのデザインを変えたり、書き加えることは許されません。
 （以下、略）

図 11 国際シンボルマークについて⁴

米国における利用対象者の例
 <カリフォルニア州の場合>
 以下の要件の一つ以上該当する者

- ・片足もしくは両足の機能を喪失した者
- ・両手の機能を喪失した者
- ・運動機能障害があると診断された者
- ・移動補助具なしで移動するのが困難な者等



- ・恒久的な移動制約者用（青）
恒久的な移動制約者に対して発行されるもの
- ・一時的な移動制約者用（赤）
一時的な移動制約者に対して発行されるもの

（出典）パーキング・パーミット制度事例集（国土交通省）

図 12 米国における利用対象者の例

⁴ 公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会ウェブサイト (<https://www.jsrpd.jp/overview/symbol/>)、
 国際シンボルマーク Q&A (<https://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/resource/other/z00014/z0001402.html>)

(2) 車椅子利用者用駐車施設等の駐車区画の運用に係る基本的な考え方

① 制度・区画の運用の普及啓発等

既に述べたように、バリアフリー法において、車椅子利用者用駐車施設を含む高齢者障害者等用施設等について、国民に対しては適正利用の努力義務、公共交通事業者等の施設設置管理者に対しては必要な広報・啓発活動等の努力義務が、それぞれ課せられている。

しかし、本来であれば必要ない者が車椅子利用者用駐車施設等を不適正利用することも指摘されていること等から、適正利用を促し共生社会の実現に資するため、各地方公共団体において、公共施設や商業施設等の様々な施設に設置されている駐車施設の利用対象者に利用証を交付する「パーキング・パーミット制度」が導入されている。

一方、同制度は不適正利用の減少等に一定の効果が認められるものの、依然として不適正利用が指摘される場合や、各地方公共団体の運用において、ダブルスペース方式の導入の有無や利用対象者の範囲について一定の差異があり、利用対象者において、認識の統一が図られていない場合もある。そのため、不適正利用を抑止するとともに、利用者等にとって誤解のない円滑な利用環境を確保することが必要である。

したがって、同制度の運用も含む基本的な考え方等を統一するため、(1)に示すとおり、地域の実情や施設の利用状況等に応じ、地方公共団体の制度運用においても、「車椅子利用者用駐車施設」の利用対象者を「車椅子利用者」と明確化することが望ましい。

その上で、地域の実情や施設の利用状況等を踏まえつつ、地方公共団体において、施設設置管理者等の協力を得て、車椅子利用者以外に移動に配慮が必要な者を対象として制度運用する場合には、「車椅子利用者用駐車施設」とは別に「優先駐車区画」を設けることにより、車椅子利用者用駐車施設と優先駐車区画の複数種類の区画で運用するダブルスペース方式を導入することも望まれる。また、制度導入の有無に関わらず、地域の実情や施設の利用状況等に応じ、施設設置管理者等の判断により、ダブルスペース方式で駐車区画を運用することも望ましい。

そして、各地方公共団体においては、制度利用者を含め多様な駐車場利用者等の理解度向上等のため、地域の実情等に応じて制度の周知普及等を行うとともに、施設設置管理者等においても、駐車区画の適正な利用方法等について普及啓発を図り、適正利用を推進することが引き続き重要である。

② 利用対象者の明確な区分とその考え方

地域の実情や施設の利用状況等に応じ、「車椅子利用者用駐車施設」の利用対象者を「車椅子利用者」と明確化した上で、必ずしも広い幅員は必要ないものの、駐車区画の位置等に関し移動に配慮が必要な者もいることから、そのような者への駐車区画を設ける場合には、「車椅子利用者用駐車施設」とは別に「優先駐車区画」として位置づけ、ダブルスペース方式による運用が望ましいことは既に述べたとおりである。

このようなダブルスペース方式で駐車区画を運用する場合の利用対象者の考え方の例は次のとおりである。

表 車椅子利用者用駐車施設と優先駐車区画の利用対象者の考え方の例

種類	車椅子利用者用駐車施設	優先駐車区画
幅員	3.5メートル以上	特に規定なし
利用対象者	様々な理由により車椅子を使用している者 (自ら運転する場合の他、介助者の運転に同乗する場合も含む)	地域の実情や施設の利用状況により、障害者、高齢者、妊産婦等移動に配慮が必要な者を想定

ただし、地域の実情や施設の利用ニーズ等の様々な事情により、必ずしも広い幅員を必要としない者を「車椅子利用者用駐車施設」の利用対象者として制度・区画を運用することとなる場合には、車椅子利用者用駐車施設への利用集中を防ぎ、バリアフリー法令で前提としている「車椅子使用者が円滑に利用できる」環境が阻害されないよう、地方公共団体の条例による車椅子利用者用駐車施設の設置数の引き上げや施設設置管理者等による適切な駐車区画数確保の取組等が重要である。

(3) 様々な駐車区画の確保等の取組

これまでに、バリアフリー法の規定により市町村が定める移動等円滑化基本構想等に基づき、建築物や路外駐車場等における車椅子利用者用駐車施設の整備をはじめとしたバリアフリー化が着実に進められてきた。また、地方公共団体によるパーキング・パーミット制度等を踏まえつつ、施設設置管理者等において、優先駐車区画の設置等も進められてきた。

こうしたダブルスペース方式の取組を進める上での望ましい考え方は(2)のとおりであるが、施設設置管理者等による更なる望ましい取組として、様々な利用対象者のニーズを踏まえた多様な区画の確保等を進めることが重要である。

複数種類の優先駐車区画の設置、車椅子利用者用駐車施設とは別に設けられた優先駐車区画に車椅子利用者も駐車できるよう幅広い優先駐車区画の設置、対象区画付近等における分かりやすいピクトグラムや駐車区画色、路面塗装による利用対象者の情報提供、車椅子利用者用駐車施設の後方の乗降スペース確保、一般の駐車区画の隣にスペースを設置することによる車椅子利用者の乗降可能なスペースの確保等について、地域の実情や施設の利用状況等に応じて取り組んでいくことが重要と考えられる。

また、状況に応じ一般駐車区画にも駐車可能となるよう、ダブルライン(車両相互の接触防止等を目的として、車室区画線をU字型にし、車両左右の間隔を広げる区画線をいう。)等の設置や活用、工夫を行い、隣接区画との距離を確保する等、駐車場全体を緩やかにバリアフリー化する取組も重要である。

さらに、限られた区画を効率的に利用しつつ、利用対象者の円滑な利用環境を確保する観点から、駐車場入口やホームページ等における車椅子利用者用駐車施設等の有無及び設置位置等についてのマップ等による情報提供、車椅子利用者用駐車施設の満車空車情報の提供等の取組が施設設置管理者等によって進められている。その他にも、駐車場の需給状況に応じ、駐車区画にパイロンを設置し、3台分の区画を2台分の幅の広い駐車区画として運用する等、ソフト対策により区画を確保している取組もあり、このような取組も引き続き、推進することが重要である。

なお、「車椅子利用者用駐車施設」や「優先駐車区画」に空きがなく利用できない場合等においては、(1)及び(2)の趣旨等を踏まえつつ、施設設置管理者等において、様々な利用対象者の移動等円滑化に配慮した環境確保のための適切な対応をすることが望ましい。

以上のように、まずは移動等円滑化基本構想等に基づき、必要な車椅子利用者用駐車施設の確保を引き続き進めながら、様々な利用対象者が円滑に利用できる環境確保のため、多様な車椅子利用者用駐車施設等を確保することに加え、スペースの関係上、十分な車椅子利用者用駐車施設等を設置することができない場合等にも、限られた区画の効率的利用・円滑な利用環境確保のための取組を実施することが望ましい。

■様々な車椅子使用者用駐車施設等の確保の取組・考え方

3.5m幅の車椅子使用者用駐車施設と優先駐車区画を設けるダブルスペース方式については、地域の実情や施設の利用状況等に応じ、多様な利用者に対応した様々な駐車区画の区分を設けることも考えられる。



3.5m幅の全てを青色に塗装し、車椅子使用者用駐車施設であることを分かりやすくしている事例。



車椅子使用者用駐車施設とは別に、高齢者や妊産婦を対象に設けた優先駐車区画について、車椅子使用者も駐車できるよう幅広い区画として提供している事例。



車椅子用リフト付き福祉車両（バンタイプ）では、後部ドアの開閉が通常であり、奥行きと後部の乗降スペースについて配慮が必要。

項目	思いやり駐車場	身体障害者用駐車場
目的	乗降に広いスペースを必要とする高齢者、障がい者、妊産婦、ベビーカー使用者等のための優先駐車場	車いす使用者や乗降に身体機能上の制限を受けるため広いスペースを必要とする方のための専用駐車場
表示		
幅	3.0m以上	3.5m以上



地域の実情等に応じて、パーキング・パーミット制度とは別に、地方公共団体独自で、幅広い優先駐車区画を位置づけている事例。

(出典) 浜松市 HPより

■狭小敷地や敷地活用に制約がある場合等における車椅子使用者用駐車施設等の確保の考え方

バリアフリー法令上、車椅子使用者用駐車施設の設置が求められる施設等においても、車椅子使用者が円滑に駐車できる幅広の駐車区画を設置することや、ダブルラインにより駐車場全体を緩やかにバリアフリー化する取組が進められている。



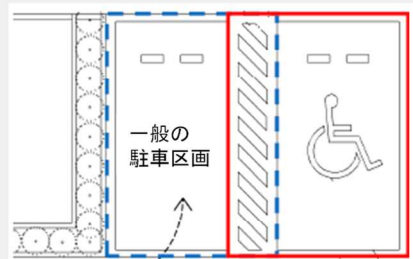
幅広の駐車区画の設置事例・ダブルラインの活用イメージ



コインパーキングにおける幅広の駐車区画の設置事例



ダブルラインの設置事例



例：右ハンドル前向きに駐車すれば、乗降スペースを使用することが可能

施設の入口近くの駐車区画数が僅かである場合等に、一般の駐車区画の隣に乗降スペースを設け、車椅子使用者の乗降を可能とすることも考えられる。



施設の入口近くの駐車区画数が僅かである場合等の特別な事情により、車椅子使用者以外の障害者等を車椅子使用者用駐車施設の利用対象とする場合には、誤認等が無いよう、利用対象者をピクトグラム等で分かりやすく明示することも考えられる。

■管理室との円滑な連絡手段を確保し、当該駐車区画が満車時に他区画へ誘導する取組

取組概要

駐車区画近辺に店舗管理室と通話できるインターホンを設置し、車椅子使用者用駐車施設が満車の際等に、管理室に依頼することで、誘導員が一般区画の端や少し広めの一般区画へ案内する事例。

効果

車椅子使用者用駐車施設に限られる中、一般区画への誘導も含めたソフト対策を行うことで、より多くの利用者のニーズに合わせた区画利用が可能。

また、状況に応じて館内放送でアナウンスを実施するなど不適正駐車対策としての効果も期待できる。



■駐車区画の空き状況を表示し効率的に使用する事例

取組概要

数か所に分かれて設置されている車椅子使用者用駐車施設の空き状況を分かりやすく案内する取組事例。

駐車場の入口に設置された配置図で案内する事例、駐車区画近くに設置されたLEDの点灯状況で案内する事例、駐車場入口のインターホンで空き状況と対象区画までの案内を行う事例など多様な対応が行われている。

効果

限られた区画を効率的に利用するとともに案内表示による



LED照明による満空表示



駐車場入口にインターホンを設置している事例
駐車場入口での満空状況表示

■離れた場所にも区画を確保する取組

取組概要

近接する箇所に車椅子使用者用の駐車区画を設ける他に、少し離れた箇所にも複数の施設が共用して追加の区画を設けている事例。

効果

普段は近接の区画を利用しつつ、利用できない場合には離れた区画も活用することができ、効率的な区画利用が可能。

■複数施設での相互利用ができるようにする取組

取組概要

複数の隣接する施設で、車椅子使用者用の駐車区画を相互に利用できるようにする取組事例。

効果

イベントの際など大勢の利用者が集まり区画が不足するおそれのある場合、周辺施設の区画も利用することで効率的な対応が可能。

■ソフト対策により区画を確保している取組

取組概要

駐車区画にパイロンを設置し、3台分の区画を2台分の幅の広い駐車区画として運用する等、ソフト対策により区画を確保している事例。

効果

車椅子使用者用駐車施設に限られる中、一般区画も含めソフト対策を行うことで、より多くの利用者のニーズに合わせた区画利用が可能。

また、区画の塗装等も必要ないため、駐車場需給等状況に応じた区画の利用が可能。



■積雪量が多い地域における取組

一部の地方公共団体においては、車椅子使用者用駐車施設について、案内標識を設ける場合は、積雪等に配慮した高さとする旨を、条例等に記載している。

■ピクトグラム等の表示による優先駐車区画の視認性向上の取組

対象区画付近や対象区画に利用対象者をピクトグラム等で示したり、分かりやすい色を用いた区画を設置することで、当該区画が優先駐車区画であることを明確化している事例。



■対象の駐車区画が満車の場合に想定される対応例

車椅子使用者用駐車施設が満車の場合	<ul style="list-style-type: none"> その時点で入口近くに最も近い一般駐車区画2台分を一時的に車椅子使用者用駐車施設として提供 車寄せの一面に、車椅子が乗り降り可能な臨時駐車施設を設けて駐車誘導 同建築物内のマイクロバス専用駐車場等に代替えとして駐車誘導 	等
優先駐車区画を設けている場合に当該区画が満車の場合	<ul style="list-style-type: none"> その時点で入口近くに最も近い一般駐車区画を一時的に優先駐車区画として提供 	等

図 13 様々な駐車区画の確保等の取組の例

(4) 不適正利用対策の取組

車椅子使用者用駐車施設等の不適正利用に係る課題に対応するため、地方公共団体において、施設設置管理者等の協力を得つつ、適正利用の普及啓発の取組（ホームページ、広報誌・機関紙、ポスター・チラシ、テレビ・ラジオ等の多様な媒体を通じた適正利用の意識啓発、利用証や利用証交付申請書における注意喚起、施設設置管理者等向け不適正利用対策マニュアルの作成と周知、運転免許更新時における周知等）が進められている。また、施設設置管理者等においては、ハード・ソフト両面から、車椅子使用者用駐車施設等の円滑な利用環境にも配慮しつつ、不適正利用の可能性がある車両へチラシを挟み注意喚起を行う取組、警備員の巡回や館内アナウンス等による不適正利用に対する注意喚起を行う取組等、多様な不適正利用対策の取組が進められている。

引き続き、地方公共団体や施設設置管理者等の各主体において、ハード・ソフト両面から、不適正利用対策に係る取組を進めることが重要である。

■機械式ゲートの設置による不適正駐車対策① (車番認証)

取組概要

対象となる区画の入り口に、機械式ゲートを設置する取組。車番認証によりゲートが開閉する仕組みとなっており、事前に登録された車両のみが駐車可能。

効果

予め登録された車両のみが入庫可能であるため不適正駐車対策としての実効性を確保。



■機械式ゲートの設置による不適正駐車対策② (オペレーターによる管理)

取組概要

駐車区画ごとにゲートを設け、オペレーターがカメラで使用者の身障者手帳等を確認し、開閉を行う。



■車椅子使用者用駐車施設の視認性を高めることによる不適正駐車対策

取組概要

車椅子使用者用駐車施設を青色で全面塗装することにより、当該駐車施設の視認性が向上。



■車両感知式アナウンス機器の設置

取組概要

車椅子使用者用駐車施設への駐車を感知し当該駐車施設であることをアナウンスする取組。センサー機器を区画の入口に設置。

効果

駐車の際に優先区画であることを知らせることで悪意のない不適正利用を抑止する効果。

■警備員巡回による不適正駐車車両に対する注意喚起

取組概要

警備員の巡回により、パーキング・パーミットの利用証や車椅子マーク等の掲示をしていない車両に対し、注意喚起や館内アナウンスにより、車両の移動を求める取組。

車椅子マーク等を付けた車両が来館した際に、チケット発券ゲートで係員が確認し、駐車場の係員に無線で連絡するとともに、車椅子使用者用の駐車区画の利用意向を確認し、当該区画まで案内する施設やパイロンの設置、インターホンの連携などその他の取組と組み合わせ実施されていることがある。

効果

不適正利用に対する注意喚起、満車時における空き区画への誘導など利用状況に応じた対応が可能。警備員や管理室への円滑な連絡手段の確保等が必要となる。

■車室用のカメラを設置し、利用状況を管理する取組

取組概要

駐車場内にカメラを設置し、駐車場の利用状況を常時管理する取組。車椅子使用者用駐車施設を含む駐車場全体の状況を管理棟から把握できる。

効果

駐車時に不適正利用を確認できるため、その場で係員により他の一般区画へ誘導するなど迅速な対応が可能。

また、必要に応じてパイロンの撤去を行うなど、車椅子使用者用駐車施設の円滑な利用にも適切に対応。

■不適正利用の可能性のある車両へチラシを挟み注意喚起

取組概要

利用証等の掲出がない車両を発見した場合に、車椅子使用者等のための区画である旨を記載したチラシを、ワイパーに挟み注意喚起する取組。

効果

不適正駐車に対し、注意喚起をすることで、今後の不適正利用を減らす効果が期待できる。



■利用者対象者に対し、フロントガラス掲示用に独自の利用証を交付

取組概要

車椅子使用者用駐車施設を利用する方に施設独自の利用証を交付することで不適正利用の判別を容易にし、適正利用を推進する取組。

効果

パーキング・パーミット制度未導入の地域においても適正利用の推進のため取り組まれている例がある。



■ポスター・デジタルサイネージ等による広報啓発

取組概要

施設入口やトイレ等にオリジナルポスターの掲示やデジタルサイネージを用いて施設の実情に応じた車椅子使用者用駐車施設等の適正利用のための普及啓発を行う取組事例。



オリジナルポスターの作成・掲示例



デジタルサイネージの活用

■予約車両専用駐車場の設置

取組概要

予約者専用駐車場を設置している事例。ウェブサイトから駐車場利用の予約をできるようにしており、車椅子使用者用駐車施設を利用する際は、予約時に必要項目にチェックを入れる。

区画にはパイロンが設置されており、利用時にはインターホンから係員に連絡することで利用可能。

効果

混雑時期でも安心して利用することができ対象者にとって利用環境改善の効果。



■SNSを活用した広報啓発活動

取組概要

設置した優先区画についてSNSを通じて広報啓発を行う事例。積極的な情報発信によって、必要な者が優先的に利用できるよう広報啓発を行っている。



■自動車運転免許の更新時講習用教本における普及啓発

取組概要

自動車の運転免許の更新時講習用教本において、車椅子使用者用駐車施設の適正利用について記述されており、普及啓発がなされている。

障害者等用駐車スペースに一般の自動車が駐車するのはやめましょう。



国際シンボルマーク

障害のある人が利用できる建築物、施設であることを表示する世界共通のマークです。



(出典：一般財団法人全日本交通安全協会「わかる、身につく交通教本」)

図 14 不適正利用対策の取組の例

(参考) 今後の課題等

不適正利用に対し罰則等の不利益処分を導入することで、不適正利用防止に一定の抑止効果があるのではないかとの意見もあるが、既に不利益処分が導入されている国においても、依然として不適正利用が課題となっており、取締が必ずしも十分でなく、不適正利用の抑止には至っていない場合もある。このため、まずは様々な関係者において車椅子利用者用駐車施設等の適正利用について十分な理解を得ることが必要であり、制度化する上では、対象の明確化、管理体制の確保等対策の実効性の確保、目的と手段のバランスの適切性等、法制度的な側面から整理すべき様々な課題がある。

一方、不利益処分以外の手法による不適正利用対策の取組として、情報システムによる管理等の新技术の進展についても、引き続き推進することが望まれる。

したがって、不利益処分の導入の必要性については、新技术の進展状況も踏まえながら、共生社会における不適正利用対策のあり方の一つの選択肢として引き続き検討を進めつつ、適正利用に係る普及啓発や意識醸成等に努め、地方公共団体や施設設置管理者等による更なる適正利用の推進を図ることが重要である。